投資運用関係業務の委託先の商号、名称又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容

2　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第66条の71の登録又は法第66条の75第４項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。）に委託する場合において、法第63条の９第６項第２号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称。投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、同項第３号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、その旨

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第63条の９第６項第２号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

法第63条の９第６項第２号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称		
（ふりがな） 氏名又は名称	役　職　名	監督する投資運用関係業務の内容

（注意事項）

　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第63条の９第６項第３号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である旨